

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 7 年度第 3 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市子ども家庭福祉審議会 議事録</p>						
日時	令和 8 年 2 月 3 日 (火)		開会 午後 2 時 0 0 分	閉会 午前 4 時 1 5 分		
場所	市民総合体育館 3階多目的室 1・2					
出席者	委 員	矢島委員	宮委員	丸山委員	松本委員	石川委員
		○	○	欠	○	欠
		堀口委員	安達委員	酒井委員	木村委員	平岩委員
		○	○	○	欠	○
		北田委員	鈴木委員	松田委員	川田委員	新井委員
		○	○	欠	欠	○
		外山委員				
	○					
事務局	子ども未来部長 子育て支援課 課長、副課長、 保育課 課長、副課長、主査、主任 子ども未来応援センター 所長 みずほ学園 園長、担当課長					
公開・非公開	公開 (傍聴者 0 名)					
議題	1 開 会 子育て支援課長 2 あいさつ 子ども未来部長 3 議 題 (1) 富士見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について (2) 利用定員の変更について (3) 認定子ども園の名称変更について (4) 保育施設の整備予定について (5) 保育提供体制の確保のための実施計画について (6) 放課後児童クラブ指定管理者の変更について (7) 乳児等通園支援事業の開始について (認可・確認) (8) 新規小規模保育施設の開設について (認可・確認) (9) 認定子ども園への移行について (確認) (10) 令和 8 年 4 月に新制度幼稚園に移行する施設について (確認) (11) 令和 8 年 4 月特定教育・保育施設等の利用調整及び放課後児童 クラブの入室選考状況について 4 事務連絡 5 閉 会					

議 事 内 容

1 開 会 子育て支援課長

2 あいさつ 子ども未来部長

3 議 題

< 議 事 >

(1) 富士見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

～事務局より説明～

【会 長】ご意見等はございますか。

【委 員】施行は4月1日付だと思いが、それと同時に運用開始可能な状態になるという理解でよいのか。その前提でこれから申請の受付開始になっていくのか。

【事務局】4月中の利用開始に向けて準備しているところ。

【委 員】市民が新しいサービスを4月から使えるということを知ることができる期間が3月からの1か月程度になると、知るタイミングや範囲が限られる。せつかく使える制度があるのに知らなかったはもったいない。周知方法はどのようにするのか。

【事務局】おっしゃるとおり限られた期間になってしまうが、市の広報やホームページで周知する。また国でも周知している。できる限り早期のご案内ができるようにしていきたい。

【委 員】支援センターに来庁した方に案内するなど、可能であればしていただければと思う。

【事務局】ホームページと連携してLINEやアプリなどでも周知される。今後も情報発信に努めていく。

【会 長】ぜひ周知のほう、よろしくお願ひいたします。他にご意見は

【委 員】誰でも通園制度はどのような方が使える制度なのか、一時預かり事業との違いは。

【事務局】保育施設に所属していない方になるが、誰でも利用できる制度。一時預かり事業は、保護者の都合により仕事やリフレッシュなどの理由で利用するものだが、この制度はこどもがいろいろな関わりを持つことで、こどもの成長を後押しするための制度となっている。

【委 員】富士見市で需要があって政策として開始するものか。

【事務局】国の制度として設けられたもので、全国一律でスタートする制度。

(2) 利用定員の変更について

(3) 認定こども園の名称変更について

～事務局より説明～

特に意見なし

(4) 保育施設の整備予定について

(5) 保育提供体制の確保のための実施計画について

～事務局より説明～

【委 員】(5)について国の補助金の算定資料となるとするなら、加味する要素のところに大規模マンションの建設というものがある。駅前に世帯向けと

思われるマンションが建つようなので、こちらに入れてもよいのではない
か。

【事務局】大規模マンションの規模をアイムふじみ野くらいと想定しているが、確
認する。

(6) 放課後児童クラブ指定管理者の変更について

～事務局より説明～

【委員】現職員の継続雇用など労働条件について戸惑っている方がいるという話
を聞く。支援員が変わると子どもも不安に感じることがあるので保護者と
しては心配している。雇用条件等はどうなのか。

【事務局】現在働いている人には説明会や面談を行っている。また、新規事業者に
は現在の収入面など下回らないよう配慮をお願いしている。事業者が変更
することにより有給休暇の繰越など対応できないところはあるが、できる
だけ現在の雇用状況を維持する方向でお願いしている。市としてホームペ
ージでは説明できないところもあるので、現在各小学校ごとに利用者に説
明会を開催しているところ。

【委員】今までも入札だと思っていた。5年ごとに見直しを図ることはプロセス
として本来の手順だと思う。

【事務局】時代とともに働き方が変わっていく中で、それに答えていくためには今
まで良かったことにプラスアルファ、子どもや保護者にとってプラスにな
る提案があると選ばれる。金額だけではなく内容で評価がされている。

【会長】他に質問は

【委員】雇用を継続しない方がいた場合、人員が不足することにはならないか。

【事務局】新しい指定管理者は継続雇用の準備と並行して職員の募集もかけてい
る。また、他の営業所と連携して対応できることになっている。子どもに
は影響のないよう対応していただく。

【会長】変更時には必ず課題が出てくるものなので、その課題を事務局で受け止
めていただきながら、子どもたちにとってより良い運営になっていくよ
う、ぜひご配慮をお願いしたい。

(7) 乳児等通園支援事業の開始について (認可・確認) 【非公開】

(8) 新規小規模保育施設の開設について (認可・確認) 【非公開】

(9) 認定子ども園への移行について (確認) 【非公開】

(10) 令和8年4月に新制度幼稚園に移行する施設について (確認) 【非公開】

(11) 令和8年4月特定教育・保育施設等の利用調整及び放課後児童クラブの入室
選考状況について 【非公開】

4 事務連絡

次回の会議日程：令和8年夏頃

5 閉会 副会長